

議第13号

令和5年度寒河江市下水道事業会計予算説明書

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の確保を目指し、適切かつ効果的な施設の整備促進に努めるとともに、社会情勢の変化に対応出来るよう予算編成を行っております。

令和5年度下水道事業会計予算は、汚水管渠未整備地区の解消、水洗化率の向上、雨水浸水対策に重点的に取り組み、災害に強い下水道の持続可能な経営基盤の確立をテーマとして編成いたしました。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2条の公共下水道事業業務予定量については、中央工業団地及び西根地区の未整備地区の解消と未普及地区の水洗化を考慮し処理区域面積1,098ヘクタール、年間総処理水量337万2千立法メートル、一日平均処理水量9千238立法メートルとし、その事業費は3億2,356万9千円と定めるものであります。

また、浄化槽事業業務予定量については、浄化槽設置基数をプラス60基の432基とし、その事業費は1億5,477万3千円と定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額15億475万5千円、支出総額14億7,779万1千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、資本的収入総額5億8,450万7千円、資本的支出総額11億1,156万7千円であります。

公共下水道事業の主な内容は、汚水管渠の整備、雨水管渠の整備、浄化センターの施設更新工事であります。また、浄化槽事業の主な内容は、公共浄化槽設置と浄化槽排水管の整備であります。なお、企業債償還金は、6億3,112万5千円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,706万円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘

定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の債務負担行為は、債務負担をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

第6条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第10条は、一般会計から補助を受ける額を4億5,164万5千円と定めるものであります。

以上、予算の概要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申しあげます。